

福島県地域防災計画(原子力災害対策編)素案に対する意見及び県の考え方【県民意見提出】

No.	該当頁	該当箇所	意見等の内容	県の考え方(対応)
1	24	第2 15緊急被ばく医療体制の整備	<p>国の原子力災害対策指針では立地道府県等は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等の医療関係者を原子力災害医療調整官とし、原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して立地道府県等が設置する災害対策本部内に配置することとしているが、24Pの(1)緊急被ばく医療体制においては「原子力災害医療調整官」については全く触れられていない。</p> <p>原子力災害医療調整官は県の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の対応にあたることとされている。</p> <p>緊急時において「原子力災害医療調整官」がいかなる権限でいかなる事象について対応を行うのか地域防災計画に明記して関係機関が認識を共有しておかないと現場が混乱するのではないか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>原子力災害医療調整官については、平成27年8月26日に改正された原子力災害対策指針で新たに立地道府県等が災害対策本部内に配置すると定められたところであり、立地道府県等における医師の資格を有する、担当部次長又は課長などが該当するとされています。</p> <p>本県では、現在、その配置について検討しているところであり、決定次第、福島県地域防災計画(原子力災害対策編)に位置付け、適切に機能するための体制整備に努めていきたいと考えています。</p>
2	—	(全般)	<p>福島第一の事故を受けて、今後起こりうる最大事故を想定した防災計画が必要と考えます。</p> <p>特に重要な想定対象としては(既に検討はされていると思いますが)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用済燃料を貯蔵しているプールが機能不全に陥った場合。 ○原子炉建屋等構造物が機能不全に陥った場合。 ○その他として、テロ対策等も考えられると思います。 <p>このため、再事故発生時の早期発見、早期対応を行うための常時監視等のシステムと避難対応が特に必要と考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、国の原子力災害対策指針では、避難等の防護措置を判断する基準として、緊急時活動レベル(EAL)を定めており、この基準に応じて国から避難指示等が出されることとなります。この基準には、使用済燃料プールに関する異常、原子炉施設の機能に故障等が発生した場合 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるものが想定されており、原子力発電所の状況に応じて防護措置を実施することとしています。</p> <p>また、県では発電所周辺にモニタリングポストやダストモニタを設置しており、その値に有意な変動がないか常時監視しており、引き続き監視体制の強化に努めてまいります。</p>
3	14	第2 4情報の収集・連絡体制等の整備 (2)原子力災害対策上必要な資料の整備	<p>4-(2)必要な資料として、各ユニット毎の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管計装線図(P&ID) ・単線結線図 ・配管計画図も準備されていればと考える 	<p>ご意見として承ります。</p> <p>原子力災害時に必要となる資料については、常に最適なものとなるよう引き続き更新等も含め整備に努めてまいります。</p>

福島県地域防災計画(原子力災害対策編)素案に対する意見及び県の考え方【市町村】

No.	該当頁	該当箇所	意見等の内容	県の考え方(対応)
1	10 11	第1 7防災関係機関の事務又は業務の大綱	(10)指定公共機関及び指定地方公共機関 「東北電力株式会社福島支店」の追加 理由 「一般災害対策編 第1章 総則」には記載されているが、広域避難所等に対する電力供給が必要となるため「電力共有の確保に関すること。」を原子力災害対策編にも追加しておくべきと考える。」	ご意見として承ります。 地域防災計画計画(原子力災害対策編)に定めるもの以外の必要な対策については、県地域防災計画(一般災害対策編)に準拠するものとしており(本計画P1、第1総則、2計画の性格)、一般災害対策編において東北電力(株)の業務として「災害時における電力供給の確保」と記載していることから、本計画には記載しないことといたします。
2	22 64	第2 12避難収容活動体制の整備 (3)要配慮者等の避難にかかる取組 第3 7退避及び避難(6)避難所の設置	「民生委員・児童委員」と「民生・児童委員」の統一 理由 原子力災害対策編内に「民生委員・児童委員」と「民生・児童委員」と二種類使用されているため、通常使われている「民生・児童委員」に統一した方が良いと思われる。	ご意見を踏まえ修正しました。 「民生・児童委員」に統一し修正。
3	30	第3 1事故状況の把握及び連絡 (1)情報収集自体が発生した場合	「情報提供を行うものとする。」→「情報提供を行うものとする。」	ご意見を踏まえ修正しました。
4	2	第1 3原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え	複合災害時における緊急時モニタリング等の応急活動が、迅速かつ的確に実施できるような所要の措置とはどのようなものでしょうか？	ご意見として承ります。 複合災害時に備えた所要の措置としては、本計画P18、第2、9、(3)モニタリング設備・機器の整備・維持 において、連絡手段の維持整備・機器操作の習熟・非常用電源対策の強化・データ通信手段の多重化等に努めること等を記載しており、引き続き迅速かつ的確に実施できる体制の構築に努めてまいります。

福島県地域防災計画(原子力災害対策編)素案に対する意見及び県の考え方【市町村】

No.	該当頁	該当箇所	意見等の内容	県の考え方(対応)
5	3	第1 5原子力災害対策重点区域の範囲(2)重点区域以外の区域への対応	避難先市町村では、避難者の受入の対応等について地域防災計画に定めるものとされましたが、重点区域外の市町村も地域防災計画原子力災害対策編を作成するということでしょうか？ また、他県からの避難者の受入が決まった場合には、その旨の地域防災計画に反映する必要があるのでしょうか？ 逆に、他県の市町村においてもその旨を地域防災計画に定めるよう、求めるのでしょうか？	ご意見として承ります。 重点区域以外の市町村については、原子力災害時の広域避難において、避難者の受け入れをお願いすることから、避難所の開設や受け入れの体制等について地域防災計画の中に定めるものとしておりますが、原子力災害対策編の作成までは求めるものではありません。 なお、他県からの避難者の受け入れについては、今後具体的に関係機関と調整していくこととしております。
6	6	第1 6原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	重点区域外における防護措置については、「発電所等からの距離で一律に設定しない」ということでしょうか？ もしそうであれば、住民理解を高める点からも、そのように記載してはどうでしょうか？	重点区域外における防護措置については、あらかじめ発電所からの距離に応じて定めず、施設や放射性物質の放出の状況に応じて国が判断します。記載については、ご意見として承ります。
7	17	第2 7緊急事態応急体制の整備(11)防災関係機関相互の連携体制	「原子力防災体制につき」とありますが、文脈から「原子力防災体制について」ではないでしょうか？	ご意見を踏まえ修正しました。
8	20	第2 12避難収容活動体制の整備(2)関係市町村における避難計画の作成	「一次集合場所については行政区の長等を責任者として指定する」と記載しておりますが、一時集合場所の責任者ということは区長等も防災業務関係者に定義されるのでしょうか？ 前回の震災の経験からも、避難所等における自治組織を運営することはあっても、一時集合場所の責任者に、防災業務関係者ではない行政区長等を指定することは適切ではないと考えます。 防災業務関係者を責任者に指定するべきでないでしょうか？	ご意見として承ります。 住民が速やかに一時集合場所へ参集することができる地域単位のひとつとして行政区を想定していることから、参集状況等の把握を行う責任者として行政区長等が適任であると考えております。別途、避難の誘導等を行う防災業務関係者としては自治体職員等が適切と考えております。
9	20	第2 12避難収容活動体制の整備(2)関係市町村における避難計画の作成	「一次集合場所」という名称について、 ・「二次集合場所」もあるのでしょうか？ ・「二次集合場所」が無いのであれば、「一時集合場所」が適当な言葉ではないでしょうか？(今年度の県の訓練資料では「一時集合場所」となっておりますが)	ご意見を踏まえ修正しました。 言葉の意味合いから、「一時集合場所」に統一して修正しました。

福島県地域防災計画(原子力災害対策編)素案に対する意見及び県の考え方【市町村】

No.	該当頁	該当箇所	意見等の内容	県の考え方(対応)
10	22	第2 12避難収容活動体制の整備 (3) 要配慮者等の避難にかかる取組	「安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、…」と記載していますが、県地域防災計画(一般災害編)P.100「要配慮者対策」に記載している通りに社会福祉協議会等を追加して、具体的に記載してはどうでしょうか？	ご意見を踏まえ修正しました。 社会福祉協議会については、要配慮者等の避難に係る協力団体のひとつとして想定できることから、追加して記載します。
11	25	第2 17防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	「防災業務関係者」を明確に定義し、記載していただきたい。 現在、原子力防災資機材を防災業務関係者に対して配備しておりますが、この配備範囲から読み取ると、防災業務関係者とは自治体職員、消防署員、消防団員で良いのでしょうか？	ご意見として承ります。 現在、内閣府(原子力防災担当)において、「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」が組織されており、今後、当検討会での検討結果を踏まえた、防災業務関係者の業務や活動範囲及び防護措置等について報告書が取りまとめられる予定であることから、その内容を確認したうえで、必要に応じて県地域防災計画の見直しを検討することといたします。
12	59	第3 5住民等に対する指示の伝達と広報 (6)住民等に対する広報及び指示伝達系統図	図中で「暫定的な重点地域内住民等」とありますが、今回の改訂で「暫定的な」は削除されるのではないのでしょうか？	ご意見を踏まえ修正しました。
13	62	第3 7退避及び避難	「退避」とは「屋内退避」のことでしょうか？ そうであれば、「7 屋内退避及び避難」の方が適切ではないでしょうか？ また、同項目内で「屋内退避及び避難」や「避難、屋内退避」と記載されておりますが、「屋内退避」と「避難」の記載する順序を統一してください。	ご意見を踏まえ修正しました。 「避難及び屋内退避」として統一して修正しました。
14	66	第3 7退避及び避難 (7)要配慮者への配慮等	新たに施設を設計する場合は「ユニバーサルデザイン化」、既設の施設に仮設する場合などについては「バリアフリー化」が正しい言葉だと思いますので、 「(ア) 避難所のバリアフリー化等」とし、「～～速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設によるバリアフリー化に努める」が正しいのではないのでしょうか？	ご意見として承ります。 一般災害対策編においても、「ユニバーサルデザイン化」の文言を使用していることから、統一して現行の記載といたします。
15	79	第4 2緊急事態解除宣言後の対応 (2) 各種制限措置の解除	「原子力応急対策として実施された」とありますが、第3章で定めている「緊急事態応急対策として実施された」ではないのでしょうか？	ご意見を踏まえ修正しました。

福島県地域防災計画(原子力災害対策編)素案に対する意見及び県の考え方【市町村】

No.	該当頁	該当箇所	意見等の内容	県の考え方(対応)
16	—	(全般)	「避難所」と「避難場所」が混在しているが、区別する言葉でしょうか？	ご意見を踏まえ修正しました。 災害対策基本法によると、切迫した災害の危険から逃れるための「緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「避難所」が明確に区別されていることから、言葉の意味合いから計画全般において統一して修正いたしました。
17	—	(全般)	「要援護者」との記載があるが、「要配慮者」に修正すべきではないでしょうか？	ご意見を踏まえ修正しました。 「要配慮者」へ統一して修正しました。
18	—	(全般)	・「避難退域時検査」と「スクリーニング」が混在しているが、区別する言葉なのでしょうか？スクリーニング以外の検査を行うのでしょうか？ ・「避難退域時検査」という文言には検査の内容が含まれておらず、住民においては理解しにくいいため、住民理解を高める観点から、「スクリーニング」という文言に統一してはどうでしょうか？	ご意見として承ります。 国の原子力災害対策指針では、「避難退域時検査」は、避難住民等に放射性物質が付着していないことを検査し、重点区域外の移動に問題がないことを確認するために実施するものとして汚染拡大防止を目的としているのに対し、「スクリーニング」は、被ばくの恐れのある傷病者等に対して実施し健康影響の有無を確認するものとして区別しております。 なお、「スクリーニング」の文言については、既に広く周知されており、住民理解を高める観点から、広報等の際には併記する等配慮いたします。
19	—	(全般)	「民生・児童委員」と「民生委員・児童委員」が混在しておりますので、統一してください。	ご意見を踏まえ修正しました。 「民生・児童委員」に統一し修正。
20	5	第16原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に 応じた防護措置(表2)	(別表)「本県における防護措置等」について、福島第二原子力発電所の発電所から概ね5km(PAZ)以外は、安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)や住民等への安定ヨウ素剤の服用指示の記載がないが、安定ヨウ素剤の備蓄や事前配布等も含め不要という認識でよいか。	ご意見を踏まえ修正しました。 福島第二原子力発電所の発電所から概ね5km(PAZ)以外の区域(UPZ)についても原子力災害対策指針に基づき、放射性物質放出後のOILに基づく避難等の場合には、安定ヨウ素剤の服用が判断されることから、備蓄や事前配布等が必要であり、以下のとおり追記しました。 ・福島第二原子力発電所のUPZでEAL3の場合 「○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)」、「○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)」を追記。

福島県地域防災計画(原子力災害対策編)素案に対する意見及び県の考え方【市町村】

No.	該当頁	該当箇所	意見等の内容	県の考え方(対応)
21	5	第1 6原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置(表2)	(別表)「本県における防護措置等」について、防護措置を執る主体となるのは、国、地方公共団体(県・市町村)及び原子力事業者のうち、誰を想定しているのか。	ご意見として承ります。 防護措置の実施にあたっては、国、地方公共団体(県・市町村)及び原子力事業者それぞれが果たすべき役割のもと行うものと考えております。
22	5	第1 6原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置(表2)	要援護者等→要配慮者等(字句訂正)	ご意見を踏まえ修正しました。 「要配慮者」へ統一して修正しました。
23	—	(その他)	平成27年8月26日付け原子力災害対策指針改正(※)を踏まえた見直しはいつ行うのか。 (※):主な改正内容(原子力災害医療体制、避難退域時における検査及び除染の具現化、その他字句訂正等(P5表中上記修正除く文言整理))	平成28年度以降に予定しております。
24	6 23	第1 6原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置 (3) 地域の実情に応じた防護措置 第2 12避難収容活動体制の整備 (8) 避難受入市町村の体制整備	地域の実情に応じた防護措置について、市町村の意向に配慮し実施するとあるが、それが避難受入市町村においても、その意向を踏まえていただく必要はないのか。 例えばP23において、(8)避難受入市町村の体制整備「関係市町村の避難受入先となる市町村は、避難者の受入に係る対応について、それぞれ市町村地域防災計画の中に定めておくものとする。」を「関係市町村の避難受入先となる市町村は、避難者の受入に係る対応について、 <u>避難元市町村の実情を踏まえ</u> 、それぞれの市町村地域防災計画の中に定めておくものとする。」等にするなど、文言を加えた上で、その部分を担保していただきたい。	ご意見を踏まえ修正しました。 避難先市町村(施設)の選定については、別途、県広域避難計画において県を含めた避難元市町村と避難先市町村の間において調整したところであり、具体的な受け入れの対応についても、引き続き県を含め協議していくことから、以下のとおり修正しました。 (8)避難受入市町村の体制整備 「関係市町村の避難受入先となる市町村は、避難者の受入に係る対応について、 <u>避難元市町村と協議のうえ</u> 、それぞれの市町村地域防災計画の中に定めておくものとする。」と修正いたしました。